

平成30年度

北 秋 田 市 職 員 採 用 試 験

(高校卒業程度一般行政・土木技師)

受 験 案 内

受付期間 7月18日(水)～8月22日(水)

試験日(第1次試験) 9月16日(日)

試験場 ノースアジア大学

問い合わせ・申込書請求・受験申込

北秋田市役所 総務部総務課総務係

〒018-3392 秋田県北秋田市花園町19番1号

電話 0186-62-1111

北秋田市職員（高校卒業程度一般行政・土木技師）採用試験を次のとおり行います。

1. 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定人員	職 務 内 容
高校卒業程度 一 般 行 政	2～3名	一般的な行政事務に従事します。
土 木 技 師	1 名	土木業務及び一般的な行政事務に従事します。

2. 受 験 資 格

次の（１）の資格を有し、（２）の住所要件に適合できる方で、（３）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）受験資格

高校卒業程度 一 般 行 政 土 木 技 師	平成5年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者。 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した者、若しくは平成31年3月卒業見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると認められる者は受験できません。
----------------------------------	--

（２）住所要件

ア 原則として採用後、北秋田市に居住できる者

（３）欠格事項

- ① 日本の国籍を有しない者
- ② 地方公務員法第16条の規定により地方公務員となることができない者
 - ・成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・本市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。

（１）第1次試験

◎【 一般行政 】

〈 教養試験 〉	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒業程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
〈 検査（一般性格診断） 〉	
問題形式	使 用 目 的
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査

◎【 土木技師 】

〈 教養試験 〉	
出題形式	出 題 分 野
5肢択一式 40題・2時間	高校卒業程度の時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
〈 検査（一般性格診断） 〉	
問題形式	使 用 目 的
150題・20分	公務員に求められる資質に関する性格特性検査
〈 専門試験 〉	
問題形式	使 用 目 的
30題・1時間30分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工

(2) 第2次試験

試 験	方 法
口 述 試 験	面接により主として人物について試験を行います。
小 論 文	主として文章表現力等について試験を行います。
身 体 検 査	提出を求める健康診断書により職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて審査を行います。

(3) 資格調査

資 格 調 査
受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査します。

4. 試験日及び場所

区 分	第1次試験	第2次試験
日 時	平成30年9月16日（日）	第1次試験合格者に通知します。
受付開始	午前9時	
試験説明	午前9時45分～午前10時	
教養試験	午前10時～正午	
検 査	午後0時10分～午後0時30分	
専門試験	午後1時10分～午後2時40分	
場 所	(住所)秋田市下北手桜守沢46-1 (会場)ノースアジア大学	

※ 試験説明開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

また、携帯電話は試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認めません。

※ 自家用車でお越しの方は、明桜高校側の学生駐車場以外には駐車しないでください。

5. 合格者発表

- ア 第1次試験合格者の発表は、平成30年10月上旬に市役所前の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。
- イ 最終合格者の発表は、平成30年11月中旬に市役所前の掲示板に掲示するほか、合格者に通知します。

6. 合格から採用まで

- ア 最終合格者は任用候補者名簿に登載され、そのうちから採用者が決定されます。
- イ この名簿からの採用は、平成31年4月以降の予定です。

7. 給 与

初任給は原則として、現行では次表のとおりですが、学校卒業後の経験年数のある者には、それに応じてさらに増額されます。このほか給与条例の定めに従い 扶養手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当・寒冷地手当等の諸手当が支給されます。

試 験 区 分	初任給 (円)
一 般 行 政 ・ 土 木 技 師	146,100

8. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は北秋田市役所に請求してください。郵便で請求する場合は封筒の表に、「職員採用試験申込用紙請求（※試験区分）」と朱書きし、宛先を明記して140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズ）を必ず同封して簡易書留で郵送ください。（普通郵便の事故には対応できません。） ※試験区分には、「一般行政」、「土木技師」と記入してください。

(2) 申込手続

- ア 申込書及び自己紹介書に所要事項を全部記入し、申込書の受験票部分には、最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cmの写真1葉を貼って、北秋田市役所総務部総務課宛に提出してください。
- イ 郵送で申し込む場合は、封筒に「職員採用試験申込」と朱書きし送付してください。
- また、受験票返送用として宛先を明記し82円切手を貼った定型封筒を必ず同封して簡易書留で郵送ください。（普通郵便の事故には対応できません。）封筒を同封しない場合には受験票を返送しません。
- ※受験日の1週間前までに受験票が届かない場合は、必ずお問い合わせください。

(3) 申込書請求期間及び受付期間

請求期間 平成30年7月18日（水）から8月22日（水）

受付期間 平成30年7月18日（水）から8月22日（水）

いずれも土曜日・日曜日・祝祭日を除く平日午前8時30分から午後5時までとし、郵送による申込は8月22日（水）までに着信したものに限り受け付けいたします。

(4) 提出書類等

- ア 申込書及び自己紹介書 各1部（所定の用紙を使用すること）
- イ 受験料 不 要

9. 試験結果の開示

- (1) 北秋田市個人情報保護条例（平成 19 年北秋田市条例第 3 号）第 26 条第 1 項の規定により、本人が口頭で開示を請求できます。
- (2) 電話やはがき等による請求はできません。
- (3) 受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証・学生証等）を持参の上、土曜日・日曜日・祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に総務課へ直接おいでください。
- (4) 第 1 次試験の開示は、第 1 次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から 1 か月間とします。
- (5) 第 2 次試験の開示は、第 2 次試験の総合得点及び総合順位とし、合格発表の日から 1 か月間とします。

10. その他

- (1) 申し込みを受理した場合、申込者に対し受験票を交付します。
- (2) この試験についての問い合わせは北秋田市役所総務部総務課までお願いいたします。なお、郵送で問い合わせる場合は、必ず宛先明記の往復ハガキを使用するか、または 82 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封してください。
- (3) この試験の第 1 次試験は「秋田県市町村等職員採用統一試験」として、秋田県町村会に委託し実施します。